

○総務省令第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百九条の四第五項、第百九条の七第四項（同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第四項（同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）及び第百十条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式の六その一備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第二十八号様式の七備考4中「7円50銭」を「7円71銭」に、「262,500円＋6円48銭」を「269,850

円＋6円66銭」に改める。

別記第二十八号様式の八備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円＋4円88銭」を「375,500

円＋5円02銭」に改める。

別記第二十八号様式の九その一備考4中「53,388円」を「54,914円」に改め、同様式その二備考4中「50,548円」を「51,992円」に改め、同様式その三備考4中「38,621円」を「39,725円」に改める。

別記第二十八号様式の十備考4中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円06銭」に、「255,240円＋26円73銭」を「262,530円＋27円50銭」に、「35円」を「36円」に改める。

別記第二十八号様式の十二その一（別紙）その2中「15,300」を「15,800」に改め、同様式その二（別紙）備考1中「7円50銭」を「7円71銭」に、「262,500円＋6円48銭」を「269,850円＋6円66銭」に改め、同様式その三（別紙）備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円02銭」に改め、同様式その四（別紙）中「53,388」を「54,914」に改め、同様式その五（別紙）中「50,548」を「51,992」に改め、同様式その六（別紙）中「38,621」を「39,725」に改め、同様式その七（別紙）備考2中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円06銭」に、「255,240円＋26円73銭」を「262,530円＋27円50銭」に、「35円」を「36円」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。